

介護報酬改定における介護職員の処遇改善と 社会福祉法人の在り方

とりまとめ

「介護給付費負担金、介護給付費財政調整交付金、介護納付金負担金等（厚生労働省）」

・介護職員の確保については、賃金による処遇改善のみならず、人材のすそ野の拡大や多様な人材の参入促進、入職した者の定着促進、意欲や能力に応じたキャリアパスの整備、専門性の明確化による質の向上など、各般の施策を総合的に講じる必要がある。しかしながら、レビューシートにおいてこうした諸施策に関するビジョンが明らかにされているとは言い難く、今後増大が見込まれる介護職員の確保に向け、明確かつ具体的なビジョンを定めるとともに、各般の施策の目標、その達成状況やそれを踏まえた改善策等をレビューシート等において明らかにすべきではないか。また、離職の防止を図るため、その原因等につき、調査分析を更に進め、所要の対策を講じるべきではないか。

・介護報酬改定に当たっては、提供するサービス毎の収支差率の状況を踏まえ、介護事業者の収支が適正化するよう介護報酬全体を引き下げるとともに、介護職員の処遇改善が適切に図られるよう措置すべきではないか。

・社会福祉法人は特別な地位を保障されており、業務制約等につき民間事業者と

行政改革推進会議「秋のレビュー」

同列に論ずることは不適當ではないか。社会貢献活動は公費支出の本来目的とは言い難く、社会福祉法人制度の見直しに当たっては、公費等を原資とした事業から生じた内部留保については、国庫に返納する、公費等を充てて現に実施している事業にのみ充当する、あるいは介護職員の処遇改善に充当することとすべきではないか。

論点についての評価

「介護給付費負担金、介護給付費財政調整交付金、介護納付金負担金等(厚生労働省)」

論点1 介護職員確保に向けて、賃金改善に加え、職場環境や人材育成などを包括した明確で具体的なビジョンはあるか。

①あるとは認められない、ないし不十分 5名

特に重点的に取り組むべき事項(複数回答可)

㊦人材のすそ野拡大や多様な人材の参入促進 4名

㊧入職した者の定着促進 3名

㊨意欲や能力に応じたキャリアパスの整備 4名

㊩専門性の明確化・高度化による継続的な質の向上 3名

㊪限られた人材を有効活用するための機能分化 1名

㊫介護職員確保のためのビジョンや計画、その達成状況等をレビューシートに記載し、PDCAサイクルを確保すべき 4名

㊬その他 5名

②あると認められる、ないし不必要(賃金以外はさほど重要ではない) 0名

③その他 0名

行政改革推進会議「秋のレビュー」

論点2 介護報酬改定は、処遇改善の必要性のほか、介護事業者の収支水準、社会福祉法人の内部留保も踏まえる必要があるのではないか。

- ①介護報酬改定に当たっては、社会福祉法人の多額の内部留保が蓄積するほど介護事業者の収支水準が他業種より構造的に高いと認められ、調整が必要 5名
具体的な対応策(複数回答可)
- ㊦介護報酬全体を一律に引き下げるべき 1名
 - ㊧介護サービスの種別ごとにメリハリをつけて介護報酬を改定すべき 5名
 - ㊨介護職員の処遇改善が確実に行われるよう措置すべき 4名
 - ㊩その他 4名
- ②現在の介護事業者の収支水準は問題なく、むしろの事業者の確保等のため、処遇改善のための賃金増と合わせて引き上げを図るべき 0名
- ③その他 0名

論点3 社会福祉法人の内部留保活用の対象となる社会貢献活動は、いかにあるべきか。

- ①介護報酬に由来する内部留保は、国庫に返納させるべき 4名
- ②内部留保は基本的に介護職員の処遇改善に充てるべき 1名
- ③公費等を原資とする内部留保が充当できる活動の範囲は、公費等を充てて実施している事業のみに限定すべき 4名
- ④厚生労働省の案の通り、公費由来の内部留保を再投下対象財産とし、公的給付の対象でない活動に充当すべき 0名
- ⑤社会福祉法人は現行でも社会貢献活動を行うことができるため、法律で義務付けまでせず、自発的に社会貢献活動を行わせるようにすべき 0名
- ⑥その他 3名